



■ながめまコミュニティ公園条例の一部を改正する条例制定について
(原案可決)
ながめまコミュニティ公園の再編整備に伴い、本条例の一部を改正するものです。

■マオイオートランド条例制定について(原案可決)
豊かな自然環境を活用した野外でのレクリエーションの場を提供することで、地域の振興と観光の推進を図ることを目的とした「マオイオートランド」を設置することに、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものです。

■長沼町議会議員及び長沼町長の選

保険特別会計補正予算(第1号)(原案可決)
令和8年度に創設される「子ども子育て支援金制度」の円滑な施行に向けたシステム改修に伴う後期高齢者医療保険料徴収に必要な経費による補正で、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ88万円を増額し、予算の総額を4億1801万2千円にするものです。

■工事請負契約の締結について(山加山線舗装改修工事)(原案可決)
山加山線舗装改修工事のため、12月5日に執行した一般競争入札の結果、1億1110万円で、「シイナ・長沼酪苑・M・K特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社シイナ重建代表取締役 頓所裕之氏」に落札したので、同企業体との間に請負契約を締結するものです。



挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について(原案可決)
公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものです。

■長沼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について(原案可決)
令和7年9月10日付けで公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令」(内閣府令第80号)に準拠し、本条例の一部を改正するものです。

■長沼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について(原案可決)
令和7年9月10日付けで公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令」(内閣府令第80号)及び、令和7年9月16日付けで公布された「児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第82号)に準拠し、本条例の一部を改正するものです。

■長沼町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について(原案可決)
令和7年9月10日付けで公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令」(内閣府令第80号)に準拠し、本条例の一部を改正するものです。

閣府令第82号)に準拠し、本条例の一部を改正するものです。

■長沼町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について(原案可決)
令和6年6月に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度として「乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)」が創設され、本町においても令和8年4月1日から事業を実施するにあたり、本条例を制定するものです。

■令和7年度長沼町一般会計補正予算(第4号)(原案可決)
ふるさと長沼応援寄附報奨贈呈事業費、子ども・子育て支援給付事業費、スマート農業・農業支援サービス事業導入サポート事業費などによる補正で、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億5173万7千円を増額し、予算の総額を124億4410万3千円にするものです。

■令和7年度長沼町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(原案可決)
令和8年度に創設される「子ども子育て支援金制度」の円滑な施行に向けたシステム改修に伴う国民健康保険料賦課徴収に必要な経費などによる補正で、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ134万6千円を増額し、予算の総額を14億6896万2千円にするものです。

■令和7年度長沼町後期高齢者医療

南恵庭駐屯地モニターの募集について

南恵庭駐屯地では、駐屯地内外で行う訓練研修やイベントを体験していただき、ご意見をいただくためモニターを募集します。

※令和7年度は、ヘリ体験搭乗・駐屯地研修・戦車射撃競技会研修などにご参加いただきました。

- ▶対象者
 - ・4月1日(水)から令和9年3月31日(水)までの間に行う訓練やイベントなどに参加できる方
 - ・防衛問題や自衛隊に興味がある方

▶受付期間：1月13日(火)から2月16日(月)まで

▶結果通知
採用された方へのみ、3月6日(金)までにお電話でご連絡します。

▶申込・問合せ
南恵庭駐屯地 広報班(〒061-1411 恵庭市恵南63番地 ☎0123-32-3101 内線261、204)



20歳になったら国民年金

国民年金は、国内に住所を有する20歳以上60歳未満の全ての方に加入が義務づけられています。20歳になった方へは、おおむね2週間程度で日本年金機構から国民年金に加入したことをお知らせします。(既に厚生年金に加入している方には送付されません。)

なお、厚生年金加入者(第2号被保険者)が20歳になったときは、改めて加入手続きを行う必要はありません。

また、第2号被保険者に扶養されている配偶者の方が20歳になったときは、第3号被保険者として国民年金に加入する必要がありますので、第2号被保険者の勤務先を經由して加入手続きを行ってください。

必要な手続きを行わず、保険料を未納のまま放置すると「老齢年金」だけではなく、万が一の時の「障害年金」や「遺族年金」も受けられないことがあります。国民年金の加入手続きは忘れずに行い、きちんと保険料を納めましょう。(保険料の納付が困難な場合は、免除・納付猶予制度などもありますのでご相談ください。)

▶問合せ：役場国保年金係(☎76-8013)
岩見沢年金事務所(☎0126-22-5804)